第２回　大網白里市通学区域審議会　議事録

1　開催概要

会議名	第２回　大網白里市通学区域審議会
日時	令和８年８月21日（金）　13時30分から
場所	大網白里市役所本庁舎別棟２階　大会議室
出席委員	委員10名中９名（[redacted]委員は所用のため欠席）
議長	会長（[redacted]）
事務局	教育委員会管理課
議事録の公開	前回同様、委員の氏名は記載しない方法（委員A、委員B等）で作成し、公開する

2　開会

事務局より開会を宣言し、本日、[redacted]委員が所用のため欠席である旨を報告した。委員10名中９名が出席しており、大網白里市通学区域審議会規則第８条第１項に定める定足数を満たしていることから、本審議会が成立していることを確認した。また、同規則第６条第２項の規定により、会長が議長を務めることを確認した。

3　会長挨拶

【会長】　皆様、猛暑が続く中、通学区域審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。先般の集中豪雨により市内でも被害が発生しており、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。前回審議会では、大竹・南玉・池田地区の通学区域見直しについて貴重なご意見をいただきました。本日は事前にお送りした答申案について慎重なご審議をお願いいたします。

4　議事

(1) 答申案について

議長より、前回審議会での意見及び会議終了後に委員から提出された意見等提出書を踏まえて作成した答申案が朗読された。

件名：大網白里市通学区域の見直しについて（答申）

（令和８年７月15日付教管第1645号による諮問に対する答申）

- 南玉地区及び池田地区については、通学距離を考慮すると瑞穂小学校を通学区域とすることが妥当と考える。

・大竹地区については、通学距離では瑞穂小学校の方が近い世帯もあるが、道路状況を考慮すると大網小学校を通学区域とすることが妥当と考える。

【付帯事項】　今回の通学区域の見直しによる通学区域の変更に当たっては、次の事項に配慮すること。

1. 兄姉が在籍している家庭においては、保護者が学校行事への参加・出席や緊急時の送迎等に支障が生じないよう、同一校への通学を可能とすること。
1. 通学路における児童の交通安全の確保に努めること。
2. 通学区域が変更となる区域の保護者及び地域住民等に対し、十分な周知を図ること。

（2）委員からの意見等提出書に対する事務局回答

事務局より、委員２名から提出された意見等提出書について、追加資料に基づき回答した。

問①　見直しの根拠及び実施時期について

大竹・南玉・池田地区を令和９年４月から瑞穂小学校の学区に変更する旨の説明があったが、対象校・実施時期を明記した文書が示されていないとの意見に対し、次のとおり回答した。

・令和７年４月策定の「大網白里市小中学校再編計画（第１期）」において、令和11年４月に季美の森小学校と大網小学校を統合することが決定されている。
・同計画の「通学区域」の項目に、通学距離や地域の実情により学区の見直しが必要な箇所については変更を検討し、具体的には南玉・池田地区等を距離的に近い瑞穂小学校に編入することを検討する旨が明記されていることから、今回審議会を開催した。
・実施時期は、南玉・池田地区は瑞穂小学校の方が近いこと、乳幼児のいる世帯の転入も増加していること、区長会や広報紙・ホームページ等により対象区域へ十分周知できることから、令和９年４月とした。
・ただし、令和９年４月の入学予定者については経過措置として大網小学校への通学を可とする方向で、今後教育委員会会議での承認を求める予定である。再編計画（第１期）の抜粋を資料として合わせて配布した。

問②　資料の事前配布について

資料は開催前にできる限り事前配布されたいとの意見に対し、今回は通知文と併せて事前配布を行った旨、回答があった。

問③　登校班・スクールバス・通学路の安全対策について

・登校班（集団登校）については、児童数の減少や学童保育・放課後子ども教室の利用増加により編成が難しくなっている。
・スクールバスについては、現在の利用状況、経費、運転手の確保、他校との公平性等の課題があり、遠距離通学児童送迎バス運営委員会と今後協議していく。
・通学路の安全対策については、東金警察署及び千葉県（山武土木事務所）・市の関係課（建設課、安全対策課等）へ随時要請しているほか、毎年各学校から通学路の危険箇所を提出し

てもらい、関係機関による合同安全点検を実施し対応策を協議している。新たな通学路については改めて点検を行う。

(3) スクールバスの現状に関する追加説明

第 1 回審議会での質問を踏まえ、事務局よりスクールバスの現状について、追加資料に基づき説明した。

① 導入の経緯

昭和 45 年、山辺小学校が大網小学校に統合された際、通学区域児童の送迎用としてスクールバスを導入した。昭和 58 年度末、負担の公平性の観点から町直営による送迎バスの運行を廃止し、翌年度以降、町からバスを借用のうえ利用者による自主運営（運転手賃金等は保護者負担、市が補助金を交付）とした。平成 24 年度、大網小学校のみどりが丘地区への移転に伴い、遠距離通学児童送迎バス運営委員会で協議のうえ運行を継続することとし、小学 4 年生以上も含め全学年の児童がスクールバスを利用することとなった。

② 運営状況

利用児童の保護者により組織された「遠距離通学児童送迎バス運営委員会」が運行管理を実施している（運営規約第 2 条）。事務局は学校職員 3 名が担当している（同規約第 3 条）。

③ 保護者・市の負担額（令和 8 年度）

保護者負担額（令和 8 年度）	月額 4,000 円（片道利用は 2,000 円）。兄弟姉妹がいる場合は一部軽減あり。
利用児童数	12 名（うち大竹・南玉・池田地区：8 名〈大竹 2 名、南玉 1 名、池田 5 名〉）
地区別の利用状況	大竹地区：児童 21 名中 2 名／南玉地区：児童 3 名中 1 名／池田地区：児童 5 名中 5 名
市負担額（年額）	348 万 7 千円（内訳：補助金 277 万 7 千円、車検・修理・燃料代 71 万円）
運行委託料	313 万 5 千円（運転手雇用委託。年間 200 日、朝 1 便・放課後 3 便）

④ 現在の課題

公平性	他校との公平性を欠く。大網小学校の移転により当初より距離が近くなった地区もあり、導入当初の趣旨と実情が乖離している。
利用状況	共働き世帯の増加や学童保育利用者の増加に伴い、朝のみの利用者が増え、収入が減少している。
財政負担	保護者負担額に上限を定めているため、市の補助金負担が増加している。
車両	使用車両は平成 11 年 8 月購入で運行 28 年目となり、老朽化が進んでいる。故障が増え、安全性に懸念がある。
運営負担	保護者が乗降場所での見守りや、故障・道路状況による運休時の対応を担

	う必要がある。

⑤　保護者の役割（運営規約より）

・決められた乗降場所までの送迎及び乗降時の見守り。

・乗降時刻の 5 分前までに乗降場所で待機。

・車両故障や道路状況等により運行できない場合は保護者が対応する。

（4）スクールバスに係る質疑応答

【委員】　スクールバスの廃止時期は、学区変更（令和 9 年 4 月）と連動するのか、それとも経過措置があるのか。

【事務局】　現在協議中である。車両が老朽化（28 年目）し安全性への懸念があるため、季美の森小学校との統合を待たず、できるだけ早期に運行を終了できないか、年度切替えのタイミング等で検討したい。基本的には廃止の方向で考えている。

【委員】　学区の見直しとスクールバスは本来別の議論であるが、実態としては関連するものとして受け止められている。利用者が今後の見通しを立てられるよう、可能性を含めて早めに丁寧に情報を共有してほしい。

【委員】　入学予定家庭からは、スクールバスがあるなら瑞穂小学校ではなく大網小学校に通いたいという意見が多い。大網街道に歩道がなく通学路の安全性に不安があるためであり（歩道整備計画はあるが実現時期は未定）、この点についても検討してほしい。

【事務局】　参考情報として、河川改修事業により数年後、通学路付近の橋梁工事が予定されており、一時的な迂回等が生じる可能性がある旨を情報提供する。

（大竹・南玉地区の距離及び安全性について複数委員から意見交換があった。瑞穂小に通学する場合に通る大網街道の横断歩道は 3 か所あり、うち信号のない箇所がある点についても意見が出された。）

【委員】　スクールバス廃止の方針について、利用地区の住民にはまだ説明されていない。まず地区へ説明したうえで、より近い瑞穂小学校への通学という選択肢を丁寧に周知すべきである。長年スクールバスを利用してきた家庭の心理的な事情にも配慮が必要である。

【委員】　今年度、スクールバスが 1 学期中にブレーキ不良のため修理に出され、数日間は保護者による送迎で対応した経緯がある。利用者は車両の老朽化を実感している。

（7 月の車両不具合の経緯及び運営体制（保護者による自主運営、車両整備等）について質問があった。）

【委員】　季美の森小学校の場合、スクールバスは運行されるのか。

【事務局】　季美の森小学校は大網小学校から約 3.5km で、バス運行の目安となる 4km には満たないが、高低差や坂道があり児童の負担が大きいことから、統合後のスクールバスの運行は必要と考えている。運行方法（委託運転手による運行、現行車両の活用等）は複数の案があり未定で

ある。現行車両は老朽化（28 年目）し故障が頻発しており、安全性及び保護者の心理的負担の観点から、いずれかの時点で判断が必要である。車両更新には多額の費用を要し、公平性の観点からも整理が必要であり、季美の森小学校との統合を見据え本格的に検討すべき時期にきていると認識している。

【委員】　季美の森小学校側の費用負担の考え方（自己負担の有無等）を含め、他地区との公平性・妥当性について、具体的な説明があれば利用者の理解を得やすいのではないか。

【委員】　現在大網小学校に通学中の児童・保護者からは、「このタイミングで転校が必要か」との声もあった。スクールバスの継続可否によって判断が左右される面もあるため、丁寧な説明が必要である。

(5) 通学路の安全対策について

【委員】　付帯事項③「保護者・地域住民への周知」に関連し、広報紙・ホームページ等での周知に加え、在校生の保護者への説明（学校・PTA 等を通じて）も必要ではないか。また、令和 9 年 4 月入学予定者に係る経過措置（大網小学校への通学の許可）の具体的な条件について、より詳細な説明が必要である。当該対象者以降、南玉・池田地区から大網小学校を希望する児童との取扱いの差異についても懸念がある。

【事務局】　現在の在籍児童及び今後入学する児童（未就学児を含む）については、就学時健診の際の通知等で周知する。スクールバスに関する内容は現在検討中であるため、状況を踏まえて改めて周知内容を検討する。現時点で対象 3 地区（大竹・南玉・池田）の来年度 1 年生となる予定の児童は 5 名（大竹 2 名、南玉 1 名、池田 2 名）であり、通知後、池田地区の 1 名から瑞穂小学校への通学を希望する申請があった。

【委員】　通学路の安全対策（特に交差点等）について、ハード面の整備状況と併せて他地域の好事例を共有し、地域住民の理解を得やすくすべきである。

【事務局】　横断歩道・信号のある箇所への追加対策の可否は東金警察署の判断によるところが大きく、地域による見守り活動をお願いしていく方向になると考えられる。

【委員】　市内全小中学校でコミュニティ・スクールの導入を計画しており、学校運営協議会を通じて見守り活動等への協力を地域に働きかけていく方針である。ただし共働き世帯が多く、協力体制の構築には時間を要する見込みである。白里小学校区等、他校においても長距離徒歩通学の児童がいる実情があり、市内全体で公平性を踏まえた対応が必要である。

【事務局】　過去の交通事故を踏まえた安全対策の必要性、地域の見守り活動（交通指導員等）の重要性について言及があった。教育委員会として、警察・県等と連携し、可能な対策を継続的に検討していく。

【事務局】　「スローフォーキッズ宣言」（信号のない道路上で児童生徒を見かけた場合、時速 20 キロ程度に減速するよう呼びかける取組み）について、9 月 1 日の宣言を予定していたが、先般の被災を受け延期した。年度内の実施を予定しており、ハード・ソフト両面から交通安全の向上を図っていく。

（警察関係の情報として、9 月 1 日から生活道路の時速 30 キロ規制が開始される予定であり、取締りの強化も予定されている旨、共有された。）

（6）周知方法・地元説明会の実施について

【委員】　対象地区への説明会実施の予定はあるか。

【事務局】　現時点で説明会の開催は予定していないが、区長回覧及び対象者への通知を検討している。

【委員】　関心のある地域住民が任意で参加できる形の説明会（オープン形式）も一案ではないか。

（複数委員より、決定事項の周知に加え、決定後の状況を報告する形の地元説明会の開催を検討すべきとの意見が出された。）

【事務局】　決定事項は広報紙・ホームページ等で周知するとともに、地元説明会（報告形式）の実施についても検討する。

5　答申の決定

議長より、以上の議論を踏まえた答申案について異議の有無を確認したところ、特に異議なく、出席委員の挙手による全会一致で本答申案が可決された。

6　閉会及び今後の予定

- 議長（[redacted]）から川崎教育長へ答申書を提出する。
- 教育委員会会議に議案として提出し、議決後、速やかに保護者、区長会、広報紙、ホームページ等を通じて周知を図る。
- 説明会の実施についても今後検討のうえ、改めて周知する。

以上をもって、第 2 回大網白里市通学区域審議会を閉会した。